

報道機関各位

長岡市福祉保健部福祉総務課長



要援護世帯の安全確保のため 除雪費助成事業を拡充します

長岡市は、今冬の積雪の状況から、これまで実施していた要援護世帯^{*}の除雪費助成事業を拡充します。

これにより、屋根雪の除雪回数が例年より多くなっている地域について、要援護世帯の方々が安心して除雪ができるようになります。

なお、今回の拡充に伴い必要となる費用3,923万円については、1月14日付けで専決処分により予算措置しました。

1. 災害救助法の適用による除雪費負担軽減

- 適用地域：小国地域、川口地域
- 適用期間：令和3年1月10日（日）～19日（火）
（川口地域は、1月11日（祝・月）から）
- 救助内容：この期間内の要援護世帯および生活保護世帯の屋根の雪下ろしに係る費用の個人負担がなくなります。
- 予算額：1,823万円（国・県が2分の1ずつ負担）

2. 長岡市要援護世帯除雪費助成事業の拡充

- 適用年月日：令和3年1月10日（日）から
 - 屋根雪下ろしおよびこれに伴う避難経路の除雪費助成の回数の変更
 - ①多雪地域 助成回数 **4回→6回**
対象地域：山古志地域、川口地域、小国・栃尾地域の一部、長岡地域（太田地区のみ）
 - ②その他地域 助成回数 **3回→4回**
対象地域：上記以外の地域
1回あたりの助成上限額は変更なし（18,600円）
 - 予算額：2,100万円
- ※併せて、落雪屋根からの落雪に伴う住居保全のための住居敷地内の除雪費についても増額します。詳細は裏面のとおり。

※要援護世帯（1月10日現在、2,322世帯）

高齢者世帯や障害者世帯などの、経済的にも労力的にも自力で除雪をすることが困難な世帯。長岡市では、民生委員を通して、毎年事前に登録の申請をしていただいています。やむを得ない事情で事前登録がお済みでない方は相談に応じます。

問い合わせ：福祉総務課
TEL 0258-39-2217

一冬当たりの助成回数

除雪の区分	対象地域	助成回数 または 助成限度額 (現行)	増加回数 または 増加額	変更後
屋根の除雪及びこれに伴う避難路の除雪	長岡地域のうち濁沢町、蓬平町及び竹之高地町の区域	4回	+ 2回	<u>6回</u>
	山古志地域			
	小国地域のうち小国町山野田、小国町大貝、小国町三桶、小国町苔野島、小国町法末及び小国町八王子の区域			
	栃尾地域のうち栃尾町（栃倉に限る。）、滝之口、入塩川、本所、栃尾島田、山葵谷、葎谷、平中野俣、九川、塩中、梅野俣、塩新町、上塩、栃尾宮沢、栃尾泉、大川戸、菅畑、赤谷、小向、栃堀、来伝、松尾、栗山沢、寒沢、吹谷、北荷頃、一之貝、軽井沢、比礼、本津川、田之口、西野俣、中、木山沢、森上、西中野俣、東中野俣及び半蔵金の区域			
	川口地域			
	上記以外の区域			
上記地域の落雪屋根からの落雪に伴う住居保全のための住居敷地内の除雪	全地域	2.3万円	+ 1.7万円	<u>4万円</u>

〈参考〉令和2年度の助成金上限額

除雪の区分	助成の単位	上限額
屋根の除雪及びこれに伴う避難路の除雪	除雪1回について	18,600円
落雪屋根からの落雪に伴う住居保全のための住居敷地内の除雪	一冬に行った除雪について	23,000円